

第1部 第2次古賀市環境基本計画

第1章 第2次古賀市環境基本計画の 策定にあたって



第 1 部 第 2 次古賀市環境基本計画

第 1 章 第 2 次古賀市環境基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

古賀市では、平成 13 年 6 月に「新・まちづくり計画（第 3 次古賀市総合振興計画）」を策定し、この計画を環境面から実現することを目的として、平成 16 年 3 月に「古賀市環境基本計画（以下「第 1 次計画」という。）」を策定しました。

第 1 次計画の策定当時は、ごみ問題や河川の水質汚濁、ライフスタイルの変化に伴う資源やエネルギーの大量消費に起因する地球温暖化など、折しも環境問題の多くが市民の日常生活や企業の事業活動と密接に関わっていることが指摘されるようになってきた時期です。第 1 次計画の策定は、まちづくりにおける環境保全・環境配慮の視点の導入や、市民、事業者、行政などが共働して環境を重視したまちづくりに取り組むための総合的な指針として、大きな意義をもたらしました。

その後、第 1 次計画策定から 10 年が経過し、古賀市の人口、産業、土地利用など、環境状況を左右する社会条件はもとより、地球温暖化や生物多様性の劣化など、地球規模での環境問題や微小粒子状物質（PM2.5）による健康被害への懸念などの問題も浮上し、いまだに多くの課題が存在しています。

また、第 1 次計画の評価を、施策の進捗状況、市民意識の変化など、さまざまな視点から行ったところ、「実施に至らなかった施策がある」、「策定後の状況変化に応じた適切な対応ができなかった」などの課題があります。

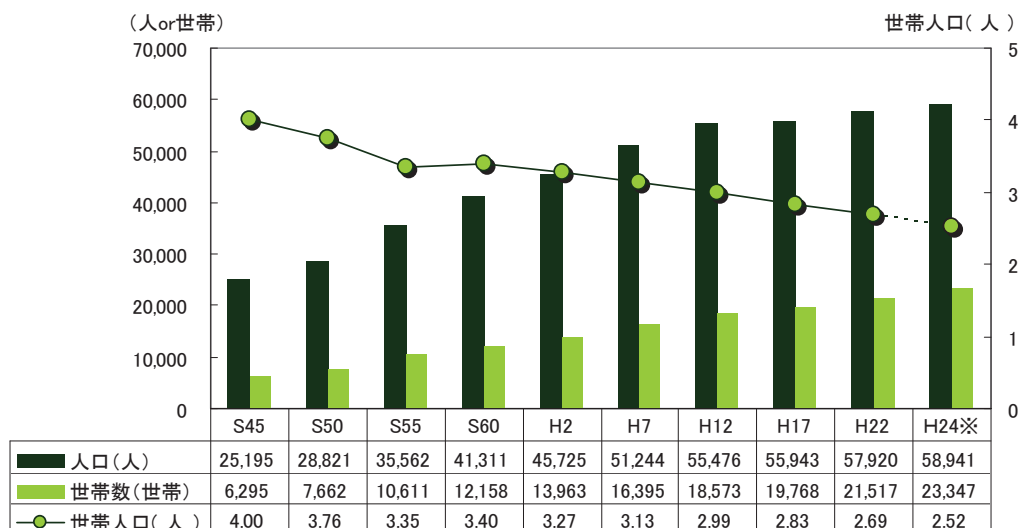
これらの状況を踏まえ、「第 2 次古賀市環境基本計画（以下「本計画」という。）」は、将来の環境を見据えながら、市民、事業者、行政などの共働による持続可能なまちづくりを推進するため、次の 10 年間（平成 26（2014）年度～平成 35（2023）年度）にめざすべき環境像を掲げ、その実現方針を示すことを目的とします。

<古賀市の社会条件の変化>

●人口

これまで古賀市の人口は増加傾向にあり、この背景には、積極的な企業誘致による工場進出や、福岡都市圏における人口増大に伴う住宅地開発の影響などが考えられます。

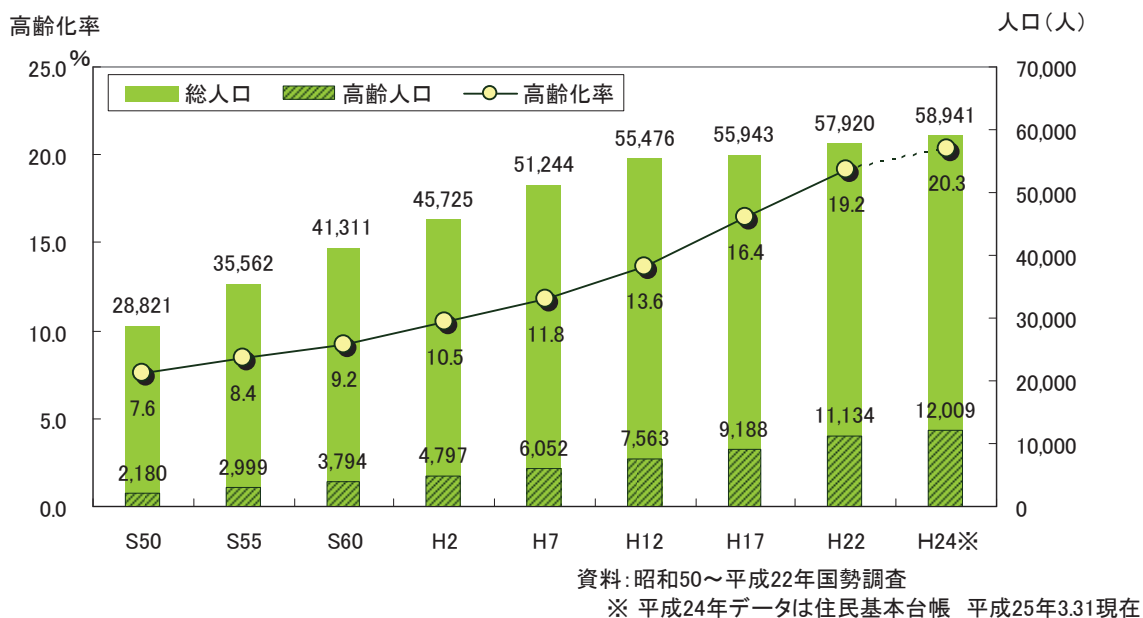
また、古賀市の高齢者人口は近年微増している傾向にあり、平成22年の高齢化率は19.2%となっています。



資料: 昭和45～平成22年国勢調査

※ 平成24年データは住民基本台帳 平成25年3.31現在

図 1-1 人口・世帯数・世帯人口の推移



資料: 昭和50～平成22年国勢調査

※ 平成24年データは住民基本台帳 平成25年3.31現在

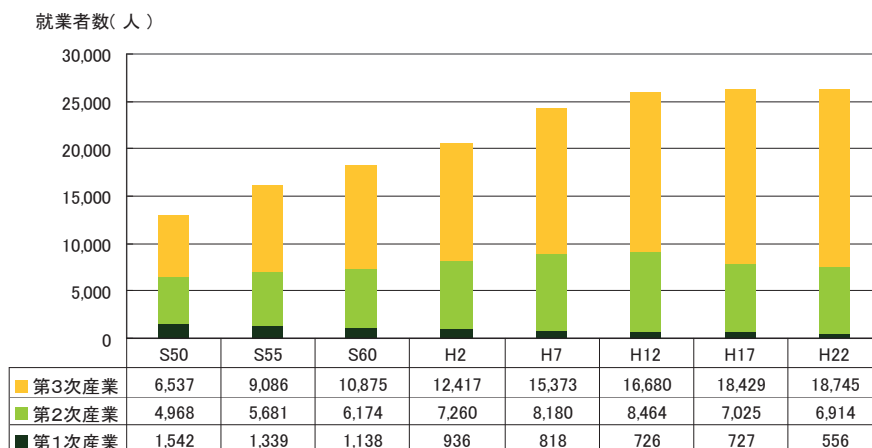
図 1-2 高齢化率の推移

●産業構造

就業者数全体の推移は、増加傾向にあります。

また、産業分野別就業者数では、第1次産業就業者数は減少傾向、第2次産業は平成12年をピークに以降減少傾向、第3次産業就業者数は昭和50年から平成22年で約3倍に増加しています。近年の傾向として増加率は鈍化しているもののいまだ増加してい

。



資料:昭和50～平成22年国勢調査

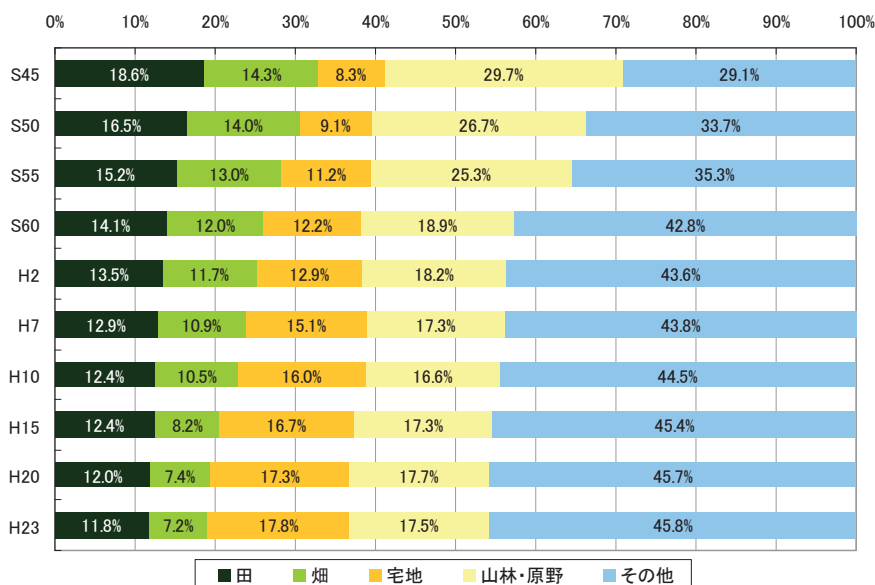
(第1次産業：農業、林業、水産業など狩猟、採集 第2次産業：製造業、建設業など、工業生産、加工業、電気・ガス水道業
第3次産業：情報通信業、金融業、運輸業、小売業、サービス業など、非物質的な生産業、配分業)

図 1-3 産業分野別就業者数の推移

●土地利用

かつて農業を中心とした生活と土地利用がなされていましたが、昭和40年代以降急速に都市化が進展し、宅地が増加する一方で、田や畑、山林・原野の減少傾向がみられます。

平成23年においては田11.8%、畑7.2%、宅地17.8%、山林・原野17.5%となっています。



資料:古賀市(市税課)

図 1-4 土地利用面積の推移

2 計画の役割と位置づけ

本計画は、環境保全・創造に関する施策・事業を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、平成16年10月に制定された「古賀市環境基本条例」に位置づけられるものです。

また、本計画は「第4次古賀市総合振興計画」で掲げた都市イメージ「つながり にぎわう 快適安心都市 こが 〜豊かな自然と元気な笑顔に会うまち〜」を環境面から実現するためのもので、環境行政の最上位計画に位置づけられます。

具体的には、他の行政計画を環境に配慮した方向へと整合を図るとともに、古賀市はもとより市民、事業者などの共働によって環境に配慮したまちづくりを推進していくための目標や取り組みについて示しています。なお、「古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」については、本計画に含めることにより一体的に推進するものとします。

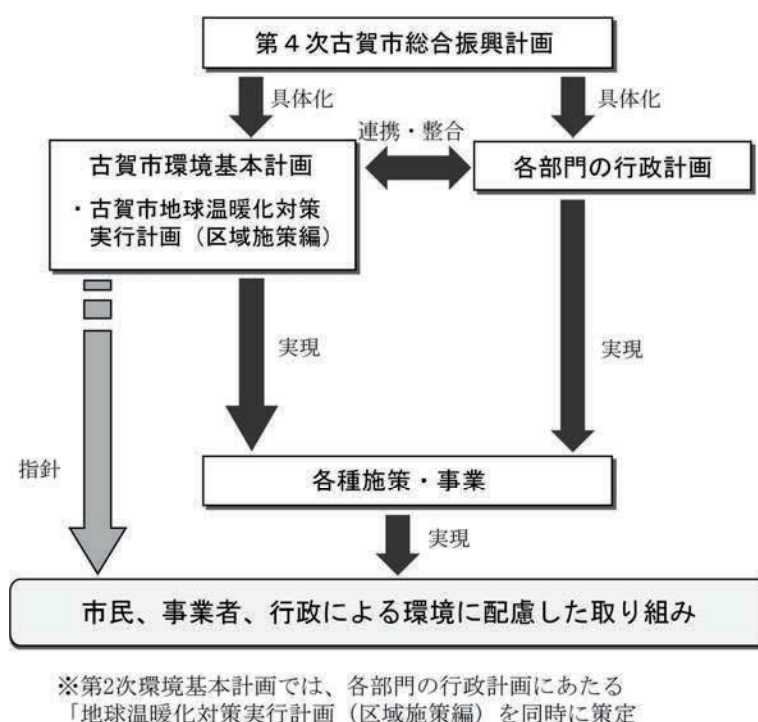


図 1-5 計画の位置づけと役割

3 計画の対象範囲

(1) 対象地域

計画の対象地域は、古賀市全域とします。なお、今日の環境問題の中には廃棄物問題、大気汚染や水質汚濁など行政区域の枠を超えた広域的な対応が求められるものもあります。このような問題に対しては、古賀市の役割を明らかにし、近隣市町や県、国の関係機関とも連携を図りつつ取り組みを進めていきます。

(2) 対象分野

環境は私たちの生活を取り巻く様々な要素から構成されています。本計画が対象とする環境の分野を、自然環境、生活環境、都市環境、地球環境、資源循環、環境意識と行動とし、それぞれの環境の要素を以下のように設定します。

表 1-1 計画が対象とする環境の範囲

環境分野	環境の要素
自然環境	動植物、自然景観、水辺、身近なみどり など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭 など
都市環境	まちなみ景観、歴史・文化 など
地球環境	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー など
資源循環	廃棄物、リサイクル など
環境意識と行動	環境教育・学習、ライフスタイル、環境保全活動、市民参加 など

4 計画の期間

計画の期間は、平成 26（2014）年度から平成 35（2023）年度までの 10 年間とします。ただし、中間年度にあたる平成 30（2018）年度には前期事業・施策の進捗確認とともに見直しを行い、後期事業・施策の決定を行うこととします。また、社会経済状況の変化や科学技術の進展、環境問題の変化など、必要に応じて見直しを行います。

表 1-2 計画の期間

	平成 24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
古賀市総合振興計画														
	第 4 次古賀市総合振興計画【平成 24～33 年度】										次期計画			
	前期基本計画【平成 24～28 年度】					後期基本計画【平成 29～33 年度】					前期基本計画			
古賀市環境基本計画														
	前環境基本計画	第 2 次古賀市環境基本計画【平成 26～35 年度】										次期計画		
		前期事業・施策【平成 26～30 年度】					後期事業・施策【平成 31～35 年度】					前期事業・施策		
						中間 見直し								

5 各主体の役割

本計画がめざす環境像及び基本目標を実現するためには、市民、事業者、行政(市)などがそれぞれの役割を果たし、かつ連携・協力して取り組みを進めていく必要があります。

そこで、それぞれに求められる各主体の役割を次のように定めます。

6 第 1 部 第 2 次古賀市環境基本計画

●市民（市民、地域組織、市民活動団体）の役割

- ・環境の保全などについて関心を持ち、必要な知識を持つよう努める。
- ・環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出その他の日常生活における環境への負荷を低減するよう努める。
- ・地域コミュニティ組織の活動や、市民活動団体による美化、リサイクル、環境学習などの活動に積極的に参画し、各主体との連携を図る。

●事業者の役割

- ・事業活動に伴って生じる公害を防止し、自然環境の適正な保全のために必要な措置を講ずる。
- ・製品その他容器包装など、事業活動に関わるものが使用され、廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるよう努める。
- ・事業活動に伴う開発に当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本とするとともに、緑地の保全、景観への配慮その他の環境への負荷低減に努める。

●行政（市）の役割

- ・公害の防止や自然環境の保全など、その他の環境の保全に関わる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。
- ・市民や事業者、民間団体の環境の保全に関する自主的な取り組みを促すよう、情報提供などの必要な支援を行う。
- ・市民や事業者、民間団体、国や県、他の自治体などと連携・協力し、環境関連施策を推進する。
- ・自ら廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用を行うことにより、環境負荷の低減に積極的に取り組む。

6 近年の環境をとりまく社会の動き

第1次計画策定以降、環境を取り巻く社会の動きは、めまぐるしく変化しています。特に地球温暖化の防止、生物多様性の保全、循環型社会の推進については、国内外でさまざまな展開をみせています。

また、平成23年に発生した東日本大震災は、私たちに国内のエネルギー政策のあり方や、地域社会のあり方など、多くの課題を浮上させました。

このような中、平成24年4月に閣議決定された国の「第四次環境基本計画」では、めざすべき持続可能な社会として、「低炭素、循環、自然共生の各分野を統合的に達成することに加え、安全がその基盤として確保される社会」を掲げています。

福岡県では、このような動きを受けて、平成25年に、「第3次福岡県環境総合基本計画」、「福岡県生物多様性戦略」を策定しています。古賀市では国・県の動向を踏まえ、再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に向けた各種補助制度の整備や、資源化の促進を図るため、平成15年度から分別収集を継続するとともに、古紙類回収倉庫を設置するなど様々な取り組みを実施してきました。

表 1-3 第 1 次計画策定以降の社会の動向

年 (平成)	国際的な動向	日本の動向	福岡県の動向	古賀市の動向
17 年	・京都議定書発効	・京都議定書日達計画閣議決定 ・環境省地方環境事務所の設置	・福岡県産業廃棄物税条例施行 ・福岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定	・自然環境観察マップの作成
18 年		・第三次環境基本計画閣議決定 ・容器包装リサイクル法改正	・福岡県地球温暖化対策推進計画策定	・環境フェスタの開催 ・粗大ごみ有料回収開始
19 年	・IPCC 第四次評価報告書公表	・21 世紀環境立国戦略閣議決定 ・第三次生物多様性国家戦略閣議決定	・福岡県廃棄物処理計画改訂	・古賀市環境基本計画・古賀市ごみ処理基本計画の中間点検実施 ・古紙類回収倉庫設置(新原)
20 年	・京都議定書第一約束期間開始(～2012 年) ・G8 北海道洞爺湖サミット開催	・第 2 次循環型社会形成推進基本計画閣議決定 ・改正京都議定書日達計画閣議決定 ・省エネ法・温対法改正 ・生物多様性基本法公布 ・低炭素社会づくり行動計画閣議決定	・森林環境税施行	
21 年	・気候変動枠組条約第 15 回締約国会議(COP15)開催 ・アジア 3 R 推進フォーラム設立	・地球温暖化対策推進法律施行令の一部改正	・ふくおかエコライフ応援サイト HP 開設 ・13 保健福祉環境事務所を 6 保健福祉環境事務所に統合	・市庁舎に太陽光発電設備を設置(20kW) ・古紙類回収倉庫設置(千鳥ヶ池)
22 年	・気候変動枠組条約第 16 回締約国会議(COP16)開催 ・第 18 回国連持続可能な・生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)開催	環境教育促進法公布 ・生物多様性国家戦略 2010 閣議決定 ・環境経済成長ビジョン公表 ・新成長戦略閣議決定 ・エネルギー基本計画改定 ・生物多様性地域連携促進法公布	・福岡県土壌汚染対策指導要綱策定 ・福岡県省エネルギー推進会議を設立	・住宅用太陽光発電設備設置補助制度を開始(1kW 当たり 2.5 万円) ・剪定枝回収モデル事業実施(舞の里地区) ・廃食用油回収モデル事業実施(環境課窓口)
23 年	・気候変動枠組条約第 17 回締約国会議(COP17)開催 ・第 19 回国連持続可能な開発委員会合開催	★東日本大震災・福島第一原子力発電所事故 ・環境影響評価法改正 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法成立	・ふくおか省エネ・節電県民運動実施 ・福岡県レッドデータブック 2011 発行	・剪定枝集団回収支援事業開始 ・廃食用油回収事業開始
24 年	・生物多様性条約第 11 回締約国会議(COP11)開催 ・気候変動枠組条約第 18 回締約国会議(COP18)開催 ・京都議定書第一約束期間終了	・放射性物質汚染対処特措法施行 ・第四次環境基本計画閣議決定 ・生物多様性国家戦略 2012-2020 閣議決定 ・再生可能エネルギーの全量買取制度開始 ・地球温暖化対策のための税導入	・福岡県廃棄物処理計画改訂 ・ふくおかのエネルギー HP 公開	・住宅用エネファーム設置費補助制度を開始(1 律 10 万円) ・ぐりんぐりん古賀(古賀市環境市民会議)の設立 ・電気自動車の導入 ・古賀市循環型社会研究会設置
25 年	・気候変動枠組条約第 17 回締約国会議(COP19)開催 ・第 19 回国連持続可能な開発委員会合開催	・小型家電リサイクル法施行 ・第 3 次循環型社会形成推進基本計画閣議決定	・第三次福岡県環境総合基本計画策定 ・福岡県生物多様性戦略策定 ・微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起開始	・第 2 次古賀市環境基本計画・第 2 次古賀市ごみ処理基本計画の策定 ・グリーンカーテンの匠事業開始

7 計画の構成

本計画に示す内容と構成を図1-6に示します。古賀市の現状と課題を踏まえて今後のめざす方向を明らかにして、必要な取り組み及びその推進に向けた仕組みを定めます。

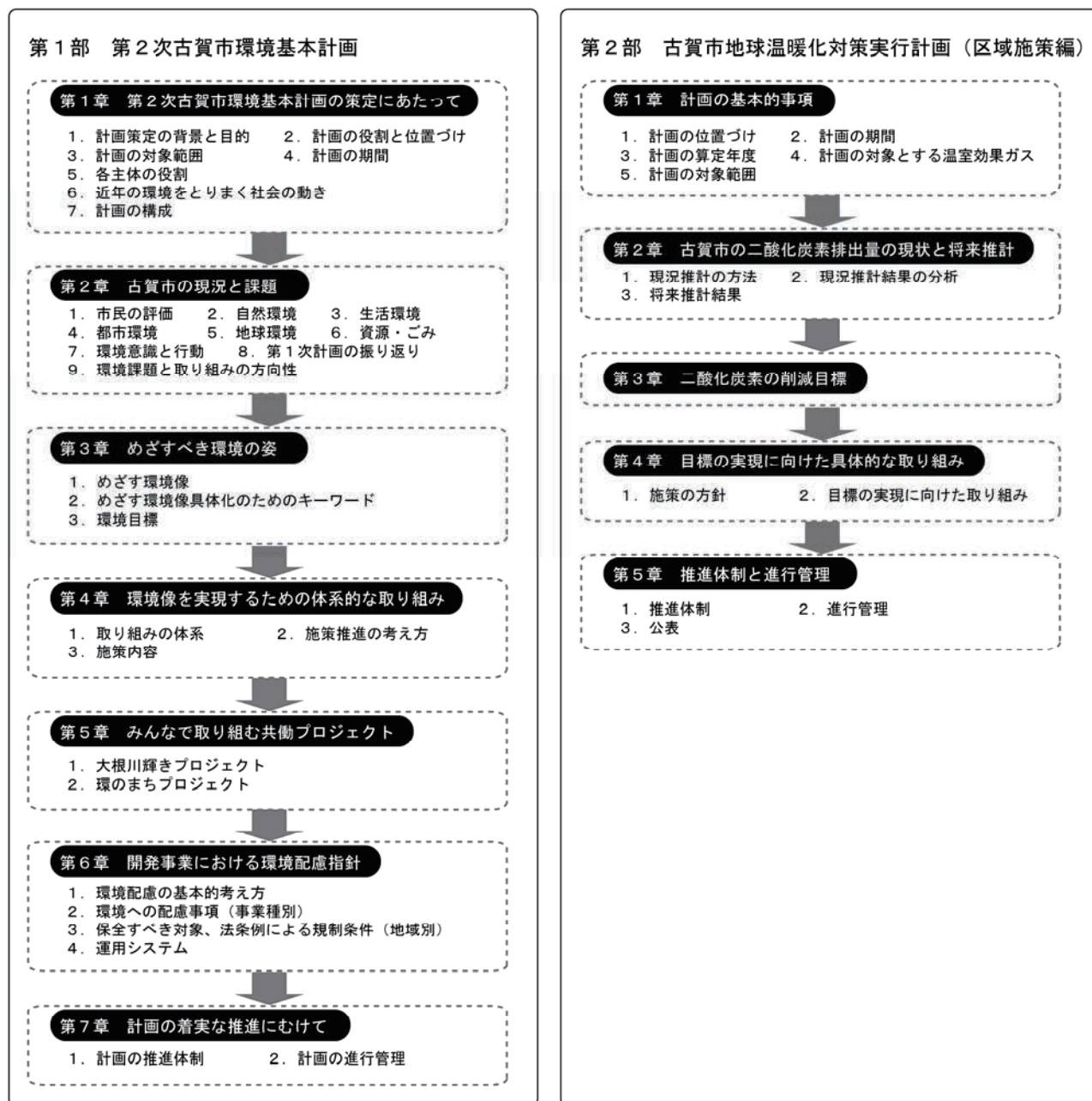


図1-6 計画の構成

